

公務員共済の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方へ

公務員共済の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方が**一般組合員の資格を取得又は喪失**する場合には、手続きが必要です。

一般組合員の資格を取得する場合

一般組合員の資格を取得する場合(※)は、「**年金受給権者再就職届書**」の提出が必要です。年金証書の原本を添付し、所属所の証明を受けて広島支部に提出してください。

※ 一般組合員の資格を取得する場合の例

- ・再任用フルタイム職員として再就職したとき
- ・臨時的任用職員から任期付職員になったとき



一般組合員の資格を喪失する場合

退職等により**一般組合員の資格を喪失**する場合(※)は、年金額の改定や、在職による支給停止を解除する手続きが必要です。この手続きを「退職改定」と言います。

手続き書類を案内しますので、年金受給権者の方が一般組合員の資格を喪失する場合は、**長期給付係へ連絡してください。**

※ 一般組合員の資格を喪失する場合の例

- ・再任用フルタイム職員から再任用短時間職員になったとき
- ・再任用フルタイム職員から臨時的任用職員になったとき
- ・任期付職員から臨時的任用職員になったとき



○ 退職改定処理の完了時期

退職改定処理は、**退職後、概ね5～6か月後に完了**します。退職改定処理が完了するまでは、在職停止が解除されていない状態で年金が支給されます。退職改定に伴い発生する差額については、退職改定処理が完了次第に送金します。

例：令和6年3月31日退職の場合

令和6年3～4月	退職改定に係る書類の提出
令和6年4月15日	在職停止が解除されていない状態で年金支給
令和6年6月15日	
令和6年8～9月頃	退職改定処理が完了。令和6年4月以降の改定後の年金額との差額を送金

※ 事務処理の都合上、令和6年6月に当共済組合本部から送付される「年金額改定通知書」には「在職停止中」と記載されますが、退職改定処理が完了次第、改定後の金額を記載した「年金額改定通知書」が届きます。

特別支給の老齢厚生年金を未だ請求していない方へ

64歳までの特別支給の老齢厚生年金は、自身の支給開始年齢に到達した時点で請求することとされています(**繰下げて増額することはできません。また、請求時効があります。**)。

特別支給の老齢厚生年金の決定には通常5～6か月かかります。また、年金の決定にあわせて退職改定の処理を行う場合は、初回の支給まで通常よりお時間を頂くようになっています。

退職後の年金を速やかに受け取るためにも、未だ請求していない方は早めの手続きをお願いします。